# 指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名:スポーツ局)

							(課名:スポーツ局)				
1	施	訍	芒 名	7	滋賀県立長浜ドーム(宿	泊研修館を除く。)					
2	施設の概要			五	・敷地面積:73,008.32 ㎡ ・建築面積:15,243.54 ㎡ ・施設構造:鉄骨トラス構造 一部鉄筋コンクリート造2階建 ・屋内グラウンド(砂入人工芝8,800㎡) ・観客席1,762席 ・トレーニング室、練習室、会議室、屋外グラウンド(8,160㎡)、夜間照明設備						
	募	募集方法			公募						
3	募集要項配布期間			胴	平成30年8月17日 ~ 平成30年10月1日						
募	申	請受	付期	間	平成30年8月17日 ~ 平成30年10月1日						
集	集 指定期間			間	平成31年4月1日 ~ 平成37年3月31日(6年間)						
概要	概     集     管理業務内容     の提       要     容     (3) そ				の提供 (2) 体育・スポーツの普						
					309,234,000円(消費税および地方消費税を含む。)						
4	応	募	状心	:况	所在地 滋賀県大津市松本一丁 目 2 -20	請 者 名 称 滋賀県スポーツ協会 グループ	グループの構成 (グループ申請の場合) 公益財団法人滋賀県スポーツ 協会 株式会社NTTファシリティー ズ				
5 審査の	選定委員会委員 *委員長 (50音順、敬称略)			員長	滋賀県県民生活部指定管理者選定委員会(スポーツ部会)において、申請書類の内容について申請者からヒアリングを実施し、あらかじめ定めた選定基準に基づく審査・採点を行い、その採点結果を基に指定管理者の候補者を選定する。 *豊田 則成(びわこ成蹊スポーツ大学副学長) 永浜 明子(立命館大学スポーツ健康学部准教授) 藤 崇之(公認会計士・税理士) 松永 敬子(龍谷大学経営学部教授) 山本 博一(滋賀県スポーツ推進委員協議会会長)						
概要	概 審 査 基 準 別紙参照										
および結果	審	查	経	過	第1回滋賀県県民生活部指定管理者選定委員会 (開催日)平成30年7月30日 (内 容)指定管理者募集要項および審査基準について審議 第2回滋賀県県民生活部指定管理者選定委員会(スポーツ部局) (開催日)平成30年10月19日 (内 容)申請書類の内容についてのヒアリングを実施、審査基準に基づく審査・ 採点、採点結果を基に審議、指定管理者の候補者を選定						
	審	指定候補	管理者 者	ずの	滋賀県スポーツ協会グ	ループ					

査

結 評価結果、選 果 定理由、選定

委員会の概要

## 【評価結果】

○選定基準に基づく採点結果

申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	選定基準5	選定基準6	合 計
滋賀県スポー ツ協会グルー プ	29	61. 3	62	82	17. 5	9	260. 8

※点数は各委員の平均値 (300点満点)

## ○各委員の採点結果 (5名中4名出席)

申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	合計	平均值
滋賀県スポーツ 協会グループ	260	264	248	271	1, 043	260.8

#### ○提示額一覧表

申 請 者	提 示 額
滋賀県スポーツ協会グループ	308,897,000

#### 【選定理由】

申請者の事業計画を審査した結果、県民の公平利用の確保を図るとともに、個人利 用においてポイント制の導入による料金割引等を導入するなど、サービスの向上に取 組むこととしている。

また、管理運営の効率化に関する提案もあり、指定管理料の提示額が参考額を下回 っていることなどから、審査基準を全て満たしていると判断されたため。

#### 【指定管理者選定委員会の概要】

(委員) 今後の利用促進の具体策は。新たな取組はあるのか。

(スポーツ協会グループ)屋内グラウンドについて、2時間枠の設定。トレーニング室にお いて定期券の発行等を考えている。

#### (委員) 危機管理に係る対応は。

(スポーツ協会グループ) 警報が発表された場合には、高校生以下の利用を中止している。 一般利用については、個々に連絡をして利用の中止を促している。

以上の結果、滋賀県スポーツ協会グループを指定管理者の候補者として選定した。

# 選定基準、審査項目および審査内容(長浜ドーム)

選定基準	審査項目	審査内容
(1) 事業計画の内容が 県民の公平な利用を 確保	指定管理者の申 請理由	公の施設を管理運営する指定管理者としての考え方が県民の利益に合致 しているか。
することができるもので あること。 (配点:30)	管理運営の基本 方針	施設の設置目的を理解した基本方針となっているか。
	公平利用の確保	全般的に県民の公平な利用が図られる内容となっているか。
(2) 事業計画の内容が 施 設の効用を最大限 に発揮 させるもので あること。 (配点:75)	サービスの向上	利用者等のニーズを想定し、それらにあった質の高いサービスの提供が可能となる内容となっているか。 利用者の苦情等のトラブルに対する未然防止と対処方法が図られているか。また、要望を把握し、それらに対応できる体制になっているか。
	利用促進	施設の利用促進・利用者増に向けた具体的な取り組みがなされ、収入増が図られているか。
	自主事業の取組	自主事業の提案が利用者の立場にたって創意工夫がなされているか。
(3) 事業計画の内容が施設の管理に係る経費の縮	施設の管理運営	適正に管理運営ができる業務内容 (外部への一部委託を含む) となっているか。
減が図られるものである こと。 (配点:75)		管理運営の経費(外部への一部委託を含む)の縮減が図られているか。
(4) 事業計画に沿った 管理を安定して行う能力を	実施体制	施設の機能を充分に発揮できる管理運営体制や人員配置の組織となっているか。
有すること。 (配点:90)		施設管理業務に関する知識等を有しているか。
		十分な安全対策を講じているか。
	収支計画	利用促進と経費の縮減が図られ、かつ収入・支出のバランスがとれた計画 になっているか。(収入増だけ、経費縮減だけの偏った計画になっていな いか。)
	経営基盤	指定管理者としての経営基盤が安定しており、事業計画を実行できる能力を有しているか。
	業務実績	体育施設 (社会教育施設) またはこれに類する施設における良好な管理運営を行った実績を有しているか。
(5) 法令を遵守し、災害その他緊急時の対応能力を 有すること。	法令遵守	関係法令および条例等を遵守し、適正な管理運営ができるようになっているか。 (個人情報の管理や情報公開への対応なども含む)
(配点:20)	危機管理対策	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。また、責任者による迅速な対応が可能か。
(6) その他の基準 (配点:10)	県内における事 業の展開	県内に主な事業所を置き、または置こうとして、県内における事業を積 極的に展開しようとしているか。
	その他の取り組み	管理業務の実施にあたって、環境への配慮や、サービスの向上を図るための人材育成、さらに障害者の雇用や職場における人権への配慮がなされているか。